滋賀県立琵琶湖博物館ビワコオオナマズ水槽およびコアユ水槽新設業務仕様書

1 業務名

滋賀県立琵琶湖博物館ビワコオオナマズ水槽およびコアユ水槽新設業務

2 業務場所

滋賀県立琵琶湖博物館(草津市下物町 1091 番地)

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 概要・目的

ビワコオオナマズ水槽およびコアユ水槽の新設業務を別添実施設計図に従って行う。

また、水槽周辺の展示の新設・更新についても行う。

5 業務

<一般共通事項>

(1)業務基準

本業務は、別添契約書および実施設計図等を遵守し、完全に施工すること。なお実施設計図に記載されていない事項については、滋賀県立琵琶湖博物館(以下、博物館)と協議の上、決定すること。

(2) 材料の規格

本業務で使用する部材は、実施設計図の通りとする。

(3)業務可能時間

部材の搬入や騒音を伴う水槽撤去等、展示室に影響を及ぼす作業は、原則として、休館日もしくは閉館時間に実施する。ただし、博物館と協議により作業時間の変更を可能とする。また、施設運営上、休館日であっても作業ができないことがある。

なお、当業務の期間内に、ワックス塗布など清掃作業や停電を伴う電気設備点検(1日のみ)などが行われるため、随時状況確認を行い、博物館と連絡を密にすること。また、9月2日から9月6日まで、12月25日から翌年1月3日まで、1月20日から1月24日までの期間において連続休館が予定されているので、集中的に作業するよう考慮すること。

(4)業務の着手

・業務に着手する前に、博物館と十分に打ち合わせおよび協議を行い、業務完了までの工程表を博 物館に提出するものとする。

- ・部材の搬入時期、方法等は、全て博物館と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・本業務に関連する他の作業や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、 円滑な施工に努めなければならない。

(5) 検査、是正

- ・据付完了後の検査(湛水作業、設備の試運転など)は博物館で行う。製造工場での検査に合格していても、現地での試験運転結果で不合格の箇所があった場合は、博物館の指示する期間内に改造および手直し等を完了しなければならない。
- ・契約期間終了後の検査で見つかった不具合についても、契約期間終了から1年以内においては、是 正処置を早急に行うこと。ただし、受注者の責によらない場合は、この限りではない。

(6)業務写真

実施設計図の通りとする。

(7) 環境対策

騒音、振動、粉塵、臭気、汚水等の流出に注意し、来館者や執務職員への影響に配慮し、竣工まで万全の対策を講じること。

(8) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、実施設計図の通りとし、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(9) 安全対策

- ・車両の出入りについては、速度制限を厳守し危険防止に努めるとともに、必要に応じて交通整理 員を配置すること。また、万全にすること。
- ・資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、博物館と協議を行い、博物館や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

(10) 危険物等の保管

危険物等については、現場に放置することなく、保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに保 管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

(11) その他

- ・日々の清掃に努め、完成後は博物館の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- ・作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。
- ・作業に伴う物品類の移動は博物館の指示のもと受注者にて行うこと。
- ・本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指 針」を遵守し契約を締結する。
- ・安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。